

パシフィックスポーツクラブ会員規約

- 第1条 (名 称)
当クラブは、パシフィックスポーツクラブ（以下「本クラブ」という。）と称する。
- 第2条 (目 的)
本クラブはパシフィックスポーツクラブ会員規約（以下「本規約」という。）に則り、会員の心身の健康維持増進及び会員相互の親睦を図り、品格ある明朗健全なフィットネスクラブとすることを目的とする。
- 第3条 (管理運営)
本クラブは前条の目的を達するため株式会社ワールドワークス（以下「会社」という。）が運営管理にあたる。
- 第4条 (クラブの所在地)
本クラブの所在地は、四日市市波木町東亀ヶ谷 348 とする。
- 第5条 (会員制度)
1. 本クラブは会員制とする。
2. 会員の種類は別に定める。
- 第6条 (入会資格)
本クラブの入会資格を有する者は、年齢満 16 歳以上で本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを自らの責任において会社へ申請し、かつ会社の承諾を得た者とする。
- 第7条 (会員資格)
本クラブの会員資格は、所定の入会手続きを完了し、規定の料金の納入により、取得されるものとする。
- 第8条 (会員の種類)
会社は、本クラブ諸施設の利用範囲及び諸条件により会員の種類を分け、これを別に定める。
- 第9条 (入会手続き及び諸費用)
1. 本クラブ入会を希望するものは所定の申し込み手続きを行い、会社の承諾を得、会社に所定の費用を納入しなければならない。尚、虚偽の申告をした場合は入会を取り消しとする。
2. 入会金・年会費の額及び支払方法については、会社が別にこれを定める。
3. 本クラブに入会の申し込みをされた方は、第1項の手続きの全てを完了した時に本クラブの会員としての資格を取得するものとする。
4. 入会金、年会費、その他の諸費用は、経済情勢等により変更する。
5. 一度納入された入会金、年会費、その他諸費用は、利用の如何を問わず返還しない。但し、会社の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。
- 第10条 (ビジター)
1. 本クラブの諸施設の利用にあたり、会員以外の者（以下「ビジター」という。）に利用をさせることができる。
2. ビジターは、別に定める施設使用料を支払うものとする。
- 第11条 (会員証)
1. 会社は、会員に対して、会員証を交付する。
2. 会員証の貸与及び譲渡はできない。（万一、会員証を貸与した場合は除名の対象とする。）
3. 本クラブを利用するときは、会員証を提示しなければならない。
4. 会員証の紛失、あるいは盗難の際には、速やかにクラブに届け出ること。その際、会員は、再発行手数料を支払った上で、再発行の手続きをとることができる。
5. 退会時は会員証をクラブに返還するものとする。

- 第12条 (会員の義務)
会員は次の各号に定める義務を遵守するものとする。
1. 来場の有無にかかわらず、納入期限までに、会費その他の諸費用を支払うこと。
2. 本規約その他クラブ諸規則を遵守すること。
3. 本クラブの秩序を乱し、又はクラブの名誉を傷つけるなど会員としての品位を損なうと認められる行為をしないこと。
4. 届出又は利用等に際して名義等の偽りをしないこと。
- 第13条 (損害賠償責任免責)
会社は、会社の責めに帰する事由により会員が受けた損害を除き、その損害賠償の責を負わない。
- 第14条 (会員の損害賠償責任)
会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責めに帰する事由により、会社または第三者に損害を与えた場合、その会員が損害賠償の責を負うものとする。
- 第15条 (会員資格の停止及び除名)
会員は第12条に示す各号の義務を遵守しない場合、第20条に該当する場合、又は第20条の2に該当する行為を行った場合は、会社の判断により、会員資格を停止し、又は除名する。
- 第16条 (会員資格の損失)
会員は、次の場合に会員資格を失う。
1. 退会
2. 除名
3. 死亡
- 第17条 (会員の退会)
会員が自己都合により退会を希望する場合は、退会希望月の20日、最終営業受付時間までに所定の書面にて退会の届けを提出し、会社の承諾を得た後、退会とする。（電話等による申し出は受け付けない。）
- 第18条 (休業日・定休日)
本クラブは休業日及び定休日を別に定める。
- 第19条 (施設の閉鎖及び利用制限)
会社は、下記の場合、本クラブの全部もしくは一部を閉鎖し、又は施設の利用制限をすることができる。但し、これにより会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはない。
1. 天候・災害その他により開館が不可能と認められたとき。
2. 本クラブの改造・補修・点検等を行うとき。
3. 本クラブの主催する特別行事を開催するとき。
4. 法令上の制定・改廃・行政指導・社会情勢等によるとき。
- 第19条の2 (施設の閉鎖及び利用制限)
会社は経営の必要上やむを得ない場合、本クラブの全部もしくは一部を閉鎖し、又は施設の利用制限をすることができる。尚、この場合、閉鎖又は利用制限の内容に応じ、会員の会費支払い義務を軽減又は免除する。

第20条 (利用の禁止)

次の各号に該当する者の施設利用はこれを禁止する。

1. 刺青のある者。
2. 伝染病、その他、他人に伝染又は、感染するおそれのある疾病を有する者。
3. 飲酒等により、正常な施設利用ができないと会社が判断した者。
4. 医師から運動を禁じられている者。
5. 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力である者。
6. 過去に本クラブで除名の通告を受けて除名処分となることがあり（20条の2に該当する行為を行い、自ら退会した者を含む）、又は他の会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行い除名処分となることがある者。
7. その他正常な施設利用ができないと会社が判断した者。

第20条の2 (禁止行為)

当館内において、次の各号に該当する行為は禁止する。

1. 許可なく館内を撮影する行為。
2. 許可なく物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業又は勧誘をする行為。
3. 政治活動及び署名活動。
4. 他の利用者の施設利用を妨げる行為。
5. 他人を誹謗中傷する行為。
6. 拘束、殴打、蹴り上げ等の暴力行為。
7. 暴言、恫喝、大声、奇声、睨みつける、襲いかかろうとする等の威嚇行為。
8. 物を叩く、投げる、壊す等の危険な行為。
9. 待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。
10. 施設内の設備を破壊し、又は変更を加える行為。
11. 動物（身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く）の持ち込み。
12. 危険物の持ち込み。
13. 従業員の業務を妨げる行為。
14. その他、施設利用者として著しく不適切な行為。

第21条 (施設の改造)

会社の必要と認めるときは、施設又は付属施設の一部又は全部を改造することがある。

第22条 (運営介入の禁止)

会員はもとより、第三者との合同においてクラブ運営に対する介入の一切の行為を禁止する

第23条 (スクール等の開催)

会員又は、会員以外の方を対象としたスクール・競技会を開催することがある。

第24条 (諸費用の変更)

会社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会経済情勢の変動に応じて変更することができる。この場合、会社は一ヶ月前までに、全会員にこれを告知する。

第25条 (本規約の改定)

1. 会社は、合理的な必要がある場合、相当な範囲で本規約等の改定を行う事ができる。尚、規約等の改定については、会社のホームページ及び施設内に掲示する方法により告知し、相当期間経過後に全会員に効力が及ぶものとする。
2. 本規約等の改定により会員に不利益を生ずる場合、会員は、相当期間内に、解約の申入れをすることができる。